

お知らせ

多文化共生社会の実現に向けて



函南町都市交流協会講演会

問合せ先／廣田 (090-8551-8734)

県では「県内に居住する外国人は共に暮らす生活者である」という視点に立ち、多文化共生による地域社会づくりを目指しています。その実践の一翼を担っている静岡県国際交流協会会長の話をお聴きし、町の将来に向けて今私たちの出来ることを考えてみましょう。予約不要、どなたでも参加できます。

○日時

11月12日(土) 10時10分～11時30分
(受付：10時～)

○場所

函南町役場2階 大会議室(※閉庁日のため、庁舎北側の時間外通入口からお入りください。)

○講師

高貝 亮(弁護士)

○テーマ

多文化共生社会の実現に向けて

お知らせ

愛犬を守るためご協力ください



愛犬の登録・
狂犬病予防注射について

問合せ先／環境衛生課 (979-8112)

犬の登録と年1回の狂犬病予防注射は法律で飼い主に義務付けられています。

○犬の登録について

犬の登録が済んでいない人は環境衛生課で手続きをお願いします(登録費用3千円)。

○狂犬病予防注射について

狂犬病予防法に基づき、原則毎年4月1日～6月30日に予防注射を受ける必要があります。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響などでやむを得ない場合には、12月31日(土)までに予防注射を受けてください。例年実施している集合注射は実施しません。直接、かかりつけの動物病院などで接種してください。なお、動物病院により注射手数料が異なります。事前にご確認ください。

お知らせ

文化の日を楽しもう!



仏の里美術館で観覧無料と
日曜朝市を開催します

問合せ先／下記の問合せ先をご確認ください

仏の里美術館では、北条時政が宗時を供養するために造らせたと伝わる国指定重要文化財の阿弥陀三尊像をはじめ、地元・桑原に伝わる24体の仏像を展示しています。文化の日、楽しく町の歴史・文化へ思いをはせてみませんか。また、新鮮野菜、海産物、お菓子、伊豆の名産などさまざまなお店が出店する日曜朝市を開催します。

【無料観覧】

○日時

11月3日(木) 10時～16時30分、
11月6日(日) 9時～16時30分

○場所

かなみ仏の里美術館 仏像展示室

○問合せ先

かなみ仏の里美術館 (948-9330)

【わくわく日曜朝市】

○日時

11月6日(日) 9時～12時

○場所

かなみ仏の里美術館 交流広場

○問合せ先

企画財政課 (979-8101)

お知らせ

詳細はお問い合わせください



旧優生保護法一時金
受付・相談窓口について

問合せ先／県子ども家庭課(電話：054-221-3157、FAX：054-221-3521)

「旧優生保護法一時金支給法」が施行されたことに伴い、県では旧優生保護法一時金に関する受付・相談窓口を設置しています。

○受付窓口

県健康福祉部子ども未来局子ども家庭課内
(静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館3階)

○対応時間

月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

○その他

一時金の申請書類などは、県子ども家庭課ホームページからダウンロードできます。



子ども家庭課
ホームページ

お知らせ

楽しいイベントが盛りだくさん



あなたとふれあい商工会
第44回かなみ商工まつり

問合せ先／函南町商工会 (978-3995)

○日時

11月3日(木) 9時30分～14時

○場所

函南町商工会館前広場

○内容

- ▶ガラポン抽選会
- ▶飲食店、縁日市
- ▶ステージイベント
- ▶グラウンドイベント
- ▶菓子まき

○その他

会場に駐車場はありません。函南町役場から無料シャトルバスを運行します。
(運行時間：9時から随時運行)

お知らせ

規制が強化されました

「函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の一部が改正されました

問合せ先／都市計画課 (979-8117)

町では、盛土などについて一定の規制を行い、災害の防止および環境の保全を図り、町民の安全で良好な生活環境を確保することを目的として、「函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を運用してきましたが、盛土などの規制をより強化するため、条例の一部を改正され令和5年1月1日から施行されます。

○改正の主なポイント

○改正前

事業区域の面積が1,000㎡以上または土砂などの量が1,000㎡以上の埋立てなどの事業が規制対象

○改正後

事業区域の面積が500㎡以上または土砂などの量が500㎡以上の埋立てなどの事業が規制対象

※改正後の条例の詳細や令和5年1月1日以降に、新たに盛土などを計画されている人は、都市計画課にご相談ください。

事業区域の面積が1,000㎡以上または土砂などの量が1,000㎡以上の埋立てなどの事業は静岡県盛土等の規制に関する条例の規制対象となります。詳細は県盛土対策課ホームページをご確認ください。



盛土対策課
ホームページ

○悪質な盛土業者にご注意ください!

近ごろ行政手続を行わずに、夜間に町外から土砂などを搬入し、違法な盛土造成などを行う業者が町内でも見受けられます。地権者は被害者にも加害者にもなる可能性がありますので、業者と契約する前に、まずは都市計画課にご相談ください。また、町内で不審な盛土造成や土砂などの搬入を見かけた際には役場へ情報提供をお願いします。

盛土工事施工は、信頼のおける業者が作成した設計書、図面などを確認したうえでしっかりした契約書を取り交わし、近隣や地元自治会などに事業内容を説明し、後日トラブルにならないように注意しましょう。